

## 有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会 開催要綱

### 1. 目的

内部に有害物質が含まれ、本来の用途で使用を終了した電気電子機器等（以下「使用済電気電子機器等」という。）は、不適正な取り扱い受けやすく、雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（いわゆる「雑品スクラップ」）などの形で、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じる事例があることから、適正な管理が求められている。

平成 29 年 6 月 16 日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律では、これらの機器の保管又は処分を業として行う者に、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付けするとともに、違反があった場合等における改善命令の対象として追加する等の措置を講ずることとされたところである。

このようなことから、本検討会では、使用済電気電子機器等の保管状況、有害性等の実態を詳細に把握し、その実態に応じた適切な保管等のあり方について検討を行うことを目的とする。

### 2. 名称

本会は、「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会」と称する。

### 3. 検討事項

本会では、以下に掲げる検討を実施する。

- (1) 有害物質を含む使用済電気電子機器等の保管等に関する実態の把握
- (2) 有害使用済機器の範囲の検討
- (3) 有害使用済機器の適切な保管等のあり方の検討
- (4) 有害使用済機器の保管等に関する届出制度のあり方検討
- (5) その他上記に必要な事項

### 4. 組織等

- (1) 本検討会は、委員 6 名程度で構成する。
- (2) 本検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、本検討会を総理する。
- (4) 技術的な検討を行うために、座長の指示に基づきオブザーバーを招聘可能とする。
- (5) 委員は、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課の同意を得て株式会社三菱総合研究所が委嘱する。
- (6) 委員の委嘱期間は、株式会社三菱総合研究所が委嘱した日から当該日の属す

る年度の末日までとする。

## 5. 開催時期・回数

平成29年9月から平成30年1月31日までに3回程度の開催とする。

## 6. 議事要旨の作成等

毎会議後、議事要旨を作成し、関係者に確認の上、関係者間で共有することとする。議事要旨の扱いは資料と同様とする。

## 7. 庶務

本検討会の庶務は、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課の同意を得て、株式会社三菱総合研究所において処理する。

## 8. 委員

- 寺園 淳 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター副センター長  
小口 正弘 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター  
基盤技術・物質管理研究室 主任研究員  
小島 道一 日本貿易振興機構アジア経済研究所 上席主任調査研究員  
小林 啓 大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 副理事  
島村 健 神戸大学大学院 法学研究科 教授  
中西 徹 鳥取県 生活環境部循環型社会推進課 課長補佐  
※○は座長。必要に応じて専門家等をオブザーバーとして招聘する。

## 9. 検討スケジュール（案）

回数	時期	検討内容（案）
第1回	9月4日	<ul style="list-style-type: none"><li>本検討会における検討内容・スケジュールについて</li><li>有害使用済機器の保管等に関する調査の実施について</li><li>本検討会における検討事項と論点について 有害使用済機器の指定の考え方（案） 基準等の考え方（案）</li></ul>
第2回	10月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>有害使用済機器の保管等に関する調査結果について</li><li>本検討会における検討事項と論点について 有害使用済機器の指定の考え方（案） 基準等の考え方（案） 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の考え方（案）について</li></ul>
第3回	11月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（案）</li></ul>

以上